

## 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 施行規則の一部を改正する規則について

### 1 経緯

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）第68条により、健康有害物質取扱者は、**土壌又は地下水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。**

条例で定める健康有害物質の土壌の**基準及び測定方法は、規則別表第16**で定められているが、その内容は、**環境基本法で定める土壌の汚染に係る環境基準に準**じている。

平成30年9月18日に土壌の汚染に係る**環境基準が改正され、平成31年4月1日から施行**されることから、それに合わせて**規則を改正**するとともに、その他所要の改正をするもの。

### 2 改正内容

#### (1) シス-1,2-ジクロロエチレンから**1,2-ジクロロエチレンへの変更**（規則別表第16及び備考関係）

1,2-ジクロロエチレンは、炭素、水素、塩素で構成される揮発性有機化合物であり、炭素に結合する塩素の配置の違いによりシス体、トランス体の2つに区別され、それぞれ「シス-1,2-ジクロロエチレン」、「トランス-1,2-ジクロロエチレン」と区別して定義する方法がある。

これまで、1,2-ジクロロエチレンについては、シス体にのみ基準値が設定されていたため、基準項目の名称も「シス-1,2-ジクロロエチレン」となっていたが、本改正により**トランス体も基準に追加され、基準値がシス体、トランス体の和となったため、名称も「1,2-ジクロロエチレン」に変更**された。

#### (2) **検液作成方法の見直し**（規則別表第16に係る付表関係）

平成28年12月12日に中央環境審議会から環境大臣に答申された「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申）」を踏まえて、溶出試験方法について、分析コスト・時間の増大につながらないように配慮しつつ、試験機関や分析者ごとの分析結果の差を抑制する方向で、**土壌の汚染状態をより適切に分析できるよう手順の明確化を進めたもの。**

#### (3) **スクリーニング対象物質の追加**（規則第33条第2号関係）

##### ア 1,2-ジクロロエチレンの追加（環境基準の改正に伴う追加）

条例第68条及び第69条に規定する土壌の汚染状態の測定において、一部の**揮発性有機化合物**については、規則別表第16で定める方法に従い土壌測定を実施する際の**スクリーニング**として、JIS規格K0804に定める**検知管式ガス測定**を認めている。

これまで、1,2-ジクロロエチレンは、規則別表第16においてトランス体が

基準に定められていなかったこと、シス体のみを測定できる検知管がなかったことから、その対象外としていたが、規則別表第16の改正に伴い、当該物質を検知管式ガス測定の対象に追加するもの。

イ ベンゼン及び塩化ビニルモノマーを追加

現行の検知管式ガス測定を定めているJIS規格K0804の改正状況を踏まえ、当該測定が可能であるベンゼン及び塩化ビニルモノマーについても、上記改正と併せて追加するもの。

### 3 その他（今後のスケジュール等）

- (1) 平成31年1月28日（月）の環境審議会水質部会において条例規則改正案について諮問
- (2) 改正の процедуруして公布し、平成31年4月1日から施行する。
- (3) なお、土壤汚染対策法施行令の改正に伴い、土壤汚染対策法における有害物質として定めるシス-1,2-ジクロロエレンが、環境基準の改正と同様1,2-ジクロロエレンに変更された。当該改正は、同法の他の改正と併せて平成31年4月1日から施行される。
- (4) 本規則改正の周知は、改正法の周知と併せて実施する。

#### 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（抜粋）

（土壤又は地下水の汚染状態の測定等）

第68条 健康有害物質取扱者は、規則で定めるところにより、当該取扱者が取り扱う健康有害物質による土壤（健康有害物質取扱施設を設置する工場又は事業場の敷地内の土壤に限る。）又は地下水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（工場又は事業場の廃止又は除却時の措置）

第69条 健康有害物質取扱者は、健康有害物質取扱施設を設置する工場又は事業場を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、当該工場又は事業場の敷地内の土壤の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 健康有害物質取扱者は、健康有害物質取扱施設を設置する工場又は事業場を除却しようとするときは、規則で定めるところにより、その除却しようとする工場又は事業場の建築物の敷地内の土壤の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
- 3 第1項又は前項の規定により土壤の汚染状態を測定した健康有害物質取扱者は、速やかにその測定の結果を知事に届け出なければならない。